

利用者のために

I 農林業センサスの沿革

1 センサスとは

古代ローマに“センソール”という職の役人がおり、その役職は5年ごとにローマ市民の数などを調査することを仕事としていたことから、センソールが行う調査を“センサス”と呼んでいたといわれている。これによりセンサスとは、通常全てを調査の対象とし、個々の対象に調査票を使って、全般的な多項目にわたる調査を行うことを言うようになった。

2 戦前の農業センサス

農林業統計においてセンサス方式を初めて採用したのは、昭和4年に国際連合食糧農業機関（以下「FAO」という。）の前身である万国農事協会が提唱する「1930年世界農業センサス」の実施に沿って行った農業調査である。しかし、その調査は田畑別、自小作別耕地面積を調査しただけで農家や農業に関する全般的な調査を行ったわけではなかった。その意味で最初の農業センサスは、昭和13年に行われた農家一斉調査であるということができ、この経験を基にそれまでの表式調査（既存の資料及び情報を基に、市町村などが所定の様式により申告したものを積み上げ、統計を作成する調査をいう。）を改め、昭和16年から農林水産業調査規則に基づく農業基本調査（夏期調査及び冬期調査）をセンサス方式で行うこととなった。

しかし、第2次世界大戦末期にはセンサス方式の調査の実施が不可能となり、昭和19年には表式調査に逆戻りし、昭和20年には調査そのものが行われなかった。

3 戦後の農業センサス

戦後、センサス方式の調査として、農家人口調査（昭和21年）、臨時農業センサス（昭和22年。このとき初めて「センサス」という言葉が用いられた。）及び農地統計調査（昭和24年）が実施された。昭和25年に至ってFAOが世界的規模で提唱した1950年世界農業センサスに参加し、我が国における農業センサスの基礎が固まった。その後10年ごとに世界農業センサスに参加するとともに、その中間年次に我が国独自の農業センサスを実施することとなった。

なお、今回の2020年農林業センサスは、戦後15回目の農業センサスである。

また、沖縄県においては、琉球政府時代の昭和26年2月に第1回目の農業センサスが実施され、その後、昭和39年4月、昭和46年10月と2回実施されており、今回センサスは復帰後では1975年農業センサスから10回目、戦後では13回目の農業センサスである。

4 林業センサス

林業センサスは昭和35年から10年ごとに実施してきたが、2005年農林業センサスから、農業と林業の経営を一体的に把握する調査形態となったため、以降5年ごとに実施している。

なお、今回の2020年農林業センサスは、林業センサスとしては9回目である。

また、沖縄県においては、復帰後では1980年世界農林業センサスから7回目となっている。

5 2005年農林業センサスにおける調査体系等の変更

2005年農林業センサスは、事業体を対象とする調査について2000年世界農林業センサスまで農業と林業を別々に調査していたが、農林業を経営の視点から同一の調査票で把握する調査体系に改め、農林業経営体を調査対象とした「農林業経営体調査」として実施した。

また、農林業地域を対象とする調査についても、農林業・農山村の有する多面的機能を一体的に把握するため、従来の農業集落調査及び林業地域調査を統合した「農山村地域調査」、農業集落における集落機能、コミュニティー活動等を把握するための「農村集落調査」（付帯調査）を

実施した。

具体的には、次の見直しを行っている。

(1) 農林業経営体調査

ア 経営に着目した調査体系として実施

農林業の経営を的確に把握する見地から、これまでの農家及び林家という世帯に着目した調査から経営に着目した調査に改めるとともに、個人、組織、法人等の多様な担い手を一元的かつ横断的に捉えるため、2000年世界農林業センサスまでの農業事業体に関する3調査（農家調査、農家以外の農業事業体調査、農業サービス事業体調査）、林業事業体に関する3調査（林家調査、林家以外の林業事業体調査、林業サービス事業体等調査）を統合して農林業経営体を対象とする調査に一本化した。

また、調査周期についても、従来10年周期で実施していた林業に関する調査を農業に関する調査と同様に5年周期で実施することとした。

イ 農林業経営体を調査対象に設定

2005年農林業センサスにおいては、農林業経営の実態をよりの確に把握するため、調査対象を農林業経営体とし、その定義については、

(ア) 農林産物の生産を行うか、又は委託を受けて農林業作業を行い、

(イ) 生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の農林業生産活動を行う者（組織経営体の場合は代表者）

とした。

なお、1つの世帯・組織に調査対象としての基準を満たす者が複数存在する場合（それぞれが次に示す外形基準を満たし、かつ、経営管理及び収支決算が独立して行われている場合）には、それぞれの者を調査対象とした。

ウ 農林業経営体を判定するための外形基準の設定

農林業経営体を的確に判定するため、次に示す外形基準（生産又は作業の規模）を設定した。

なお、農業生産を行っている場合の外形基準については、統計の安定性・継続性を確保する観点から、農産物価格の変動に左右される従来の農産物販売金額に代わる物的指標を導入した。

<農業の外形基準>

(ア) 農業生産を行っている場合

経営耕地面積が30a以上であるか、又は、物的指標（部門別の作付（栽培）面積、飼養頭羽数等の規模）が一定経営規模以上である者を調査対象とした。

(イ) 農業サービスを行っている場合

全てを調査対象とした。

<林業の外形基準>

(ア) 林業生産を行っている場合

保有山林面積が3ha以上で、かつ、調査期日前5年間継続して林業経営（育林又は伐採）を行った者又は調査実施年をその計画期間に含む森林施業計画を作成している者を調査対象とした。

(イ) 委託を受けて素材生産を行っている場合又は立木を購入して素材生産を行っている場合

調査期日前1年間の素材生産量が200 m³以上である者を調査対象とした。

- (ウ) 素材生産サービス以外の林業サービスを行っている場合
全てを調査対象とした。

(2) 農山村地域調査

ア 農業集落調査及び林業地域調査を統合

農林業・農山村の有する多面的機能を一体的に把握するため、従来の農業集落調査及び林業地域調査を統合した。

イ 調査対象農業集落の変更

2000年世界農林業センサスまでは、農業集落の立地条件や農業生産面及び生活面でのつながりを把握するため、農業集落機能があると認められた地域（農家点在地を除く。）を調査対象としてきた。

2005年農林業センサスにおいては、農山村地域資源の総量把握に重点を置いて把握することとしたため、集落機能のない農業集落であっても資源量把握の観点から調査対象とすることとし、全域が市街化区域である農業集落については、農政の施策の対象範囲外であることから調査対象から除外した。

II 2020年農林業センサスの概要

1 調査の目的

2020年農林業センサス（以下「調査」という。）は、農林業構造統計（統計法（平成19年法律第53号）第2条第4項に規定する基幹統計）を作成し、食料・農業・農村基本計画及び森林・林業基本計画に基づく諸施策並びに農林業に関する各統計調査に必要な基礎資料を整備することを目的として実施した。

2 根拠法規

調査は、統計法、統計法施行令（平成20年政令第334号）、農林業センサス規則（昭和44年農林省令第39号）及び平成16年5月20日農林水産省告示第1071号（農林業センサス規則第5条第1項の農林水産大臣が定める農林業経営体等を定める件）に基づいて行った。

3 調査体系

調査は、農林業経営を把握するために行う個人、組織、法人などを対象とする調査（農林業経営体調査）及び農山村の現状を把握するために行う全国の市区町村や農業集落を対象とする調査（農山村地域調査）に大別される。

各調査の調査の対象、調査の系統については次のとおりである。

なお、調査の企画・設計は全て農林水産省大臣官房統計部で行った。

| 調査の種類 | 調査の対象 | 調査の系統 | |
|----------|--|--|---|
| 農林業経営体調査 | 農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が一定規模以上の「農林業生産活動」を行う者 ^{注1} | 農林水産省 ↓ 都道府県 ↓ 市区町村 ↓ 統計調査員 ↓ 調査対象 (農林業経営体) | |
| 農山村地域調査 | 【市区町村調査】 全ての市区町村 | 農林水産省 ↓ 調査対象 (市区町村) | |
| | 【農業集落調査】 全域が市街化区域に含まれる農業集落を除く全ての農業集落 | 農林水産省 (民間事業者 又は地方農政局等の職員 ^{注2}) ↓ 調査対象 (集落精通者) | (民間事業者調査による 未回収分) ↓ 農林水産省 ↓ 統計調査員 又は地方農政局等の職員 ^{注2} ↓ 調査対象 (集落精通者) |

注1： 試験研究機関、教育機関、福利厚生施設その他の営利を目的としない農林業経営体を除く。

注2： 7(2)を参照。

4 調査の対象地域の範囲

- (1) 調査の対象地域の範囲は、全国とした。
- (2) 農林業経営体調査においては、東京電力福島第1原子力発電所の事故による避難指示区域（平成31年2月1日時点。以下「避難指示区域」という。）に全域が含まれる福島県大熊町及び双葉町については調査を実施できなかったため、本調査結果には含まれていない。
- (3) 農山村地域調査においては、避難指示区域に含まれる農業集落（75集落）については調査を実施できなかったため、本調査結果には含まれていない。

5 調査事項

(1) 農林業経営体調査

- ア 経営の態様
- イ 世帯の状況
- ウ 農業労働力
- エ 経営耕地面積等
- オ 農作物の作付面積等及び家畜の飼養状況

- カ 農産物の販売金額等
- キ 農作業受託の状況
- ク 農業経営の特徴
- ケ 農業生産関連事業
- コ 林業労働力
- サ 林産物の販売金額等
- シ 林業作業の委託及び受託の状況
- ス 保有山林面積
- セ 育林面積等及び素材生産量
- ソ その他農林業経営体の現況

(2) 農山村地域調査

- ア 総土地面積・林野面積
- イ 地域資源の保全状況・活用状況
- ウ その他農山村地域の現況

6 調査期日

令和2年2月1日現在で実施した。

7 調査方法

(1) 農林業経営体調査

統計調査員が、調査対象に対し調査票を配布・回収する自計調査（被調査者が自ら回答を調査票に記入する方法）の方法により行った。その際、調査対象から面接調査（他計報告調査）の申出があった場合には、統計調査員による調査対象に対する面接調査（他計報告調査）の方法をとった。

なお、調査対象の協力が得られる場合は、オンラインにより調査票を回収する方法も可能とした。

ただし、家畜伝染病の発生等に起因して統計調査員の訪問が困難な場合は、郵送により調査票を配布、回収する方法も可能とした。

(2) 農山村地域調査

市区町村調査については、オンライン（電子メール）又は往復郵送により配布・回収する自計調査の方法により行った。

農業集落調査については、農林水産省が委託した民間事業者が郵送により調査票を配布し、郵送又はオンラインにより回収する自計調査の方法により行った。また、民間事業者から調査票を配布できない特別な事情がある場合は、地方農政局等の職員が調査票を配布・回収した。

ただし、民間事業者による調査で回答が得られない農業集落については、統計調査員が調査票を配布し、回収する自計調査又は調査員による面接調査（他計報告調査）の方法により行った。なお、感染症の発生、まん延等に起因し、統計調査員の訪問が困難な場合は、統計調査員又は地方農政局等の職員が電話による聞き取りを行う方法も可能とした。

また、「最も近いD I D（人口集中地区）及び生活関連施設までの所要時間」及び農業集落の概況については、行政情報や民間データを活用して把握した。

8 集計方法

本調査は全数調査であることから、集計は有効回答となった調査票の単純積み上げにより行った。

また、未記入の項目がある一部の調査票のうち、

- ① 当該調査票の回答が得られた項目を基に補完することが可能な項目
- ② ①以外の項目であっても、選択式の項目であり、特定の選択肢に当てはめて補完することにより他の調査項目との不整合が生じない項目

に限り、必要な補完を行った上で、有効回答となった調査票も集計対象とした。

有効回答数については以下のとおり。

| 区 分 | 調査票 | |
|---------------------|-------------|-------------|
| | 配布対象数 | 有効回答数 |
| 農林業経営体調査 | 1, 118, 708 | 1, 092, 250 |
| 農山村地域調査 (市区町村調査) | 1, 896 | 1, 896 |
| 農山村地域調査 (農業集落調査) | 138, 243 | 138, 243 |

注1： 農林業経営体調査の「調査票配布対象数」とは、調査員が訪問し、面接により農林業経営体に該当すると判定できた数である。

注2： 農林業経営体調査の「有効回答数」とは、「調査票配布対象数」のうち、適正に回答された調査票を回収できた経営体数及び回答必須項目に一部未記入があっても、必要な補完を行った結果、回答必須項目の未記入が全て解消された経営体数である。

9 実績精度

本調査は全数調査のため、実績精度の算出は行っていない。

Ⅲ 2020年調査の主な変更点

【農林業経営体調査】

1 調査対象の属性区分の変更

2005年農林業センサスで農業経営体の概念を導入し、2015年調査までは、家族経営体と組織経営体に区分していた。2020年調査では、法人経営を一体的に捉えるとの考えのもと、法人化している家族経営体と組織経営体を統合し、非法人の組織経営体と併せて団体経営体とし、非法人の家族経営体を個人経営体とした。

2 調査項目の見直し

(1) 調査項目の新設

- ア 青色申告の実施の有無、正規の簿記、簡易簿記等の別
- イ 有機農業の取組状況
- ウ 農業経営へのデータ活用の状況

(2) 調査項目の削減

- ア 自営農業とその他の仕事の従事日数の多少（これまでの農業就業人口の区分に利用）
- イ 世帯員の中で過去1年間に自営農業以外の仕事に従事した者の有無（これまでの専兼業別の分類に利用）
- ウ 田、畑、樹園地の耕作放棄地面積

- エ 農業機械の所有台数
- オ 農作業の委託状況
- カ 農外業種からの資本金、出資金提供の有無
- キ 牧草栽培による家畜の預託事業の実施状況等

【農山村地域調査】

調査項目の見直し

「森林環境税及び森林環境譲与税に関する法律」（平成31年法律第3号）第28条に基づき、市町村に対する森林環境譲与税の譲与基準として私有林人工林面積が用いられることとなったため、市区町村調査票において、森林計画対象の森林面積の内訳として、新たに人工林面積を把握した。

一方で、旧市区町村別の林野面積についての調査項目を廃止した。

IV 用語の解説

【農林業経営体調査】

1 農林業経営体（共通）

(1) 農林業経営体

農林業経営体

農林産物の生産を行うか又は委託を受けて農林業作業を行い、生産又は作業に係る面積・頭羽数が、次の規定のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

- (1) 経営耕地面積が30 a 以上の規模の農業
- (2) 農作物の作付面積又は栽培面積、家畜の飼養頭羽数又は出荷羽数、その他の事業の規模が次の農林業経営体の基準以上の農業

| | |
|--------------|--------------------------------------|
| ①露地野菜作付面積 | 15 a |
| ②施設野菜栽培面積 | 350 m ² |
| ③果樹栽培面積 | 10 a |
| ④露地花き栽培面積 | 10 a |
| ⑤施設花き栽培面積 | 250 m ² |
| ⑥搾乳牛飼養頭数 | 1 頭 |
| ⑦肥育牛飼養頭数 | 1 頭 |
| ⑧豚飼養頭数 | 15 頭 |
| ⑨採卵鶏飼養羽数 | 150 羽 |
| ⑩ブロイラー年間出荷羽数 | 1,000 羽 |
| ⑪その他 | 調査期日前1年間における農業生産物の総販売額50万円に相当する事業の規模 |

- (3) 権原に基づいて育林又は伐採（立木竹のみを譲り受けてする伐採を除く。）を行うことができる山林（以下「保有山林」という。）の面積が3 ha以上の規模の林業（調査実施年を計画期間に含む「森林経営計画」を策定している者又は調査期日前5年間に継続して林業を行い、育林若しくは伐採を実施した者に限る。）

- (4) 農作業の受託の事業
- (5) 委託を受けて行う育林若しくは素材生産又は立木を購入して行う素材生産の事業（ただし、素材生産については、調査期日前1年間に200m³以上の素材を生産した者に限る。）

農業経営体

農林業経営体のうち、(1)、(2)又は(4)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

林業経営体

農林業経営体のうち、(3)又は(5)のいずれかに該当する事業を行う者をいう。

個人経営体

個人（世帯）で事業を行う経営体をいう。なお、法人化して事業を行う経営体は含まない。

団体経営体

個人経営体以外の経営体をいう。

(2) 組織形態別

| | |
|--------------------|--|
| 法人化している (法人経営体) | 農林業経営体のうち、法人化して事業を行う者をいう。 |
| 農事組合法人 | 農業協同組合法（昭和22年法律第132号）に基づき、「組合員の農業生産についての協業を図ることによりその共同の利益を増進すること」を目的として設立された法人をいう。 |
| 会社 | 次のいずれかに該当するものをいう。 |
| 株式会社 | 会社法（平成17年法律第86号）に基づき、株式会社の組織形態をとっているものをいう。なお、会社法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（平成17年法律第87号）に定める特例有限会社の組織形態をとっているものを含む。 |
| 合名・合資会社 | 会社法に基づき、合名会社又は合資会社の組織形態をとっているものをいう。 |
| 合同会社 | 会社法に基づき、合同会社の組織形態をとっているものをいう。 |
| 相互会社 | 保険業法（平成7年法律第105号）に基づき、保険会社のみが認められている中間法人であり、加入者自身を構成員とすることから、お互いが構成員のために保険業務を行う団体をいう。 |
| 各種団体 | 次のいずれかに該当するものをいう。 |
| 農協 | 農業協同組合法に基づき組織された組合で、農業協同組合、農業協同組合の連合組織（経済連等）が該当する。 |
| 森林組合 | 森林組合法（昭和53年法律第36号）に基づき組織された組合で、森林組合、生産森林組合、森林組合連合会が該当する。 |
| その他の各種 団体 | 農業保険法（昭和22年法律第185号）に基づき組織された農業共済組合や農業関係団体、又は森林組合以外の組合等の団体が該当する。林業公社（第3セクター）もここに含める。 |
| その他の法人 | 農事組合法人、会社及び各種団体以外の法人で、公益法人、宗教法人、医療法人、NPO法人などが該当する。 |
| 地方公共団体・ 財産区 | 地方公共団体とは、都道府県及び市区町村をいう。 財産区とは、地方自治法（昭和22年法律第67号）に基づき、市区町村の一部で財産を有し、又は公の施設を設け、当該財産等の管理・処分・廃止に関する機能を有する特別地方公共団体をいう。 |

(3) 労働力等

| | |
|-----|---|
| 経営主 | 農業（林業）経営の管理運営の中心となっている者をいい、生産品目や規模、請け負う農作業（林業作業）の決定、具体的な作業時期や作業体制、労働や資本の投入、資金調達といった経営全般を主宰する者をいう。 |
|-----|---|

| | |
|--------------------|--|
| 世帯員 | <p>原則として住居と生計を共にしている者をいう。調査日現在出稼ぎ等に出ていてその家にいなくても生計を共にしている者は含むが、通学や就職のため他出して生活している子弟は除く。</p> <p>また、住み込みの雇人も除く。</p> |
| 役員・構成員 | <p>役員とは、会社等の組織経営における役員をいう。</p> <p>構成員とは、集落営農組織や協業経営体における構成員をいう。</p> <p>なお、役員会に出席するだけの者は含まない。</p> |
| 後継者 | <p>5年以内に農業（林業）経営を引き継ぐ後継者（予定者を含む。）をいう。</p> |
| 親族 | <p>経営主の3親等内（1親等：父、母、子 2親等：祖父母、孫、兄弟姉妹 3親等：曾祖父母、曾孫、叔父、叔母、甥、姪）の親族をいう。</p> |
| 親族以外の経営内部の人材 | <p>農業（林業）経営における親族以外の役員又は雇用している者をいう。</p> |
| 経営外部の人材 | <p>上記以外の者をいう。</p> |
| 5年以内に農業（林業）を引き継がない | <p>農業（林業）経営を開始又は農業（林業）経営を引き継いだ直後であり、5年以内に農業（林業）経営を引き継がないことをいう。</p> |
| 雇用者 | <p>農業（林業）経営のために雇った「常雇い」及び「臨時雇い」（手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。）の合計をいう。</p> <p>農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいう。</p> |
| 常雇い | <p>あらかじめ、年間7か月以上の契約（口頭の契約でもよい。）で主に農業（林業）経営のために雇った人（期間を定めずに雇った人を含む。）をいう。</p> <p>年間7か月以上の契約で雇っている外国人技能実習生を含める。</p> <p>農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいう。</p> |
| 臨時雇い | <p>「常雇い」に該当しない日雇い、季節雇いなど農業（林業）経営のために一時的に雇った人のことをいい、手間替え・ゆい（労働交換）、手伝い（金品の授受を伴わない無償の受け入れ労働）を含む。</p> <p>なお、農作業（林業作業）を委託した場合の労働は含まない。</p> <p>また、主に農業（林業）以外の事業のために雇った人が一時的に農業（林業）経営に従事した場合及び「常雇い」として7か月以上の契約で雇った人がそれ未満で辞めた場合を含む。</p> <p>農業経営の場合は、農業又は農業生産関連事業のいずれか、又は両方のために雇った人をいう。</p> |

2 農業経営体

(1) 土地

経営耕地

調査期日現在で農林業経営体が経営している耕地（けい畔を含む田、樹園地及び畑）をいい、自ら所有し耕作している耕地（自作地）と、他から借りて耕作している耕地（借入耕地）の合計である。土地台帳の地目や面積に関係なく、実際の地目別の面積とした。

経営耕地の取扱い方

- (1) 他から借りている耕地は、届出の有無に関係なく、また、口頭の賃借契約によるものも、全て借り受けている者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (2) 請負耕作や委託耕作などと呼ばれるものであっても、実際は一般の借入れと同じと考えられる場合は、その耕作を借り受けて耕作している者の経営耕地（借入耕地）とした。
- (3) 耕起又は稲刈り等のそれぞれの作業を単位として、作業を請け負う者に委託している場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (4) 委託者が、収穫物の全てをもらい受ける契約で、作物の栽培一切を人に任せ、その代わりあらかじめ決めてある一定の耕作料を相手に支払う場合は、その耕地は委託者の経営耕地とした。
- (5) 調査期日前1年間に1作しか行われなかった耕地で、その1作の期間を人に貸し付けていた場合は、貸し付けた者の経営耕地とはせず、貸付耕地（借り受けた側の経営耕地）とした。

なお、「また小作」している耕地も、「また小作している農家」の経営耕地（借入耕地）とした。

- (6) 共有の耕地を割地として各戸で耕作している場合や、河川敷、官公有地内で耕作している場合も経営耕地（借入耕地）とした。
- (7) 協業で経営している耕地は、自分の土地であっても、自らの経営耕地とはせず、協業経営体の経営耕地とした。
- (8) 他の市区町村や他の都道府県に通って耕作（出作）している耕地でも、全てその農林業経営体の経営耕地とした。したがって、〇〇県や〇〇町の経営耕地面積として計上されているものは、その県や町に居住している農林業経営体が経営している経営耕地の面積であり、いわゆる属人統計であることに留意する必要がある。

耕地の取扱い方

- (1) 耕地面積には、けい畔を含めた。棚田などでけい畔がかなり広い面積を占める場合には、本地面積の2割に当たる部分だけを田の面積に入れ（斜面の面積ではなく、水平面積を入れる。）、残りの部分については耕地以外の土地とした。
- (2) 災害や労力の都合などで調査期日前1年間作物を栽培していなくても、ここ数年の間に再び耕作する意思のある土地は耕地とした。
しかし、ここ数年の間に再び耕作する意思のない土地は耕地とはし

なかった。

(3) 新しく開墾した土地は、は種できるように整地した状態になっていても、調査期日までに1回も作付けしていなければ耕地とはしなかった。

(4) 宅地内でも1 a以上まとまった土地に農作物を栽培している場合は耕地とした。

(5) ハウス、ガラス室などの敷地は耕地とした。

なお、コンクリート床などで地表から植物体が遮断されている場合や、きのこ栽培専門のものの敷地は耕地とはしなかった。ただし、農地法第43条に基づきコンクリート床など転換した農地は耕地とした。

(6) 普通畑に牧草を作っている場合は耕地とした。また、林野を耕起して作った牧草地（いわゆる造成草地）も耕地とした。

なお、施肥・補はんなどの肥培管理をしている牧草栽培地は、は種後何年経過していても耕地とし、肥培管理をやめていて近く更新することが確定していないものは耕地以外の土地とした。

(7) 堤防と河川・湖沼との間にある土地に作物を栽培している場合は耕地とした。

(8) 植林用苗木を栽培している土地は耕地とした。

(9) 肥培管理を行っているたけのこ、くり、くるみ、山茶、こうぞ、みつまた、はぜ、こりやなぎ、油桐、あべまき、うるし、つばきなどの栽培地は耕地とした（刈敷程度は肥培管理とみなさない。）。

田

耕地のうち、水をたたえるためのけい畔のある土地をいう。

水をたたえるということは、人工かんがいによるものだけではなく、自然に耕地がかんがいされるようなものも含めた。したがって、天水田、湧水田なども田とした。

(1) 陸田（もとは畑であったが、現在はけい畔を作り水をたたえるようにしてある土地やたん水のためビニールを張り水稻を作っている土地）も田とした。

(2) ただし、もとは田であってけい畔が残っていても、果樹・桑・茶など永年性の木本性周年植物を栽培している耕地は田とせず樹園地とした。また、同様にさとうきびを栽培していれば普通畑とした。

なお、水をたたえるためのけい畔を作らず畑地にかんがいしている土地は、たとえ水稻を作っていても畑とした。

畑

耕地のうち田と樹園地を除いた耕地をいう。

なお、焼畑、切替畑（林野で抜根せず、火入れにより作物を栽培する畑及び畑と山林を輪番し、切り替えて利用する畑）など不安定な土地も畑とした。

| | |
|----------------------|--|
| 樹園地 | <p>木本性周年作物を規則的又は連続的に栽培している土地で果樹、茶、桑などが1 a以上まとまっているもの（一定の畝幅及び株間を持ち、前後左右に連続して栽培されていることをいう。）で肥培管理している土地をいう。</p> <p>花木類などを5年以上栽培している土地もここに含めた。</p> <p>なお、樹園地に間作している場合は、利用面積により普通畑と樹園地に分けて計上した。</p> |
| 畑のうち牧草 専用地 | <p>牧草だけを継続的に栽培している土地をいう。</p> <p>(1) 牧草のは種後何年経過していても、施肥及び補はんなどの肥培管理をしていればここに含めた。</p> <p>(2) 草地造成により造成した牧草地はここに含めた（この場合の造成草地とは、牧草のは種を完了したものをいう。）。</p> <p>ただし、共有及び公有の造成草地で割地されていないものは除いた。</p> |
| 借入耕地 | 他人から耕作を目的に借り入れている耕地をいう。 |
| 貸付耕地 | 他人に貸し付けている自己所有耕地をいう。 |
| (2) 農産物の販売 | |
| 農産物販売金額 | 肥料代、農薬代、飼料代等の諸経費を差引く前の売上金額（消費税を含む。）をいう。 |
| (3) 農業経営組織別 | |
| 単一経営経営体 | 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が8割以上の経営体をいう。 |
| 準単一複合経営 経営体 | 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割以上8割未満の経営体をいう。 |
| 複合経営経営体 | 農産物販売金額のうち、主位部門の販売金額が6割未満（販売のなかった経営体を除く）の経営体をいう。 |
| (4) 農業生産 | |
| ア 販売目的の作物 販売目的の作物 | <p>販売を目的で作付け（栽培）した作物であり、自給用のみを作付け（栽培）した場合は含めない。</p> <p>また、販売目的で作付け（栽培）したものを、たまたまその一部を自給向けにした場合は含めた。</p> |
| 作付面積 | は種又は植付けしてからおおむね1年以内に収穫され、複数年にわたる収穫ができない非永年性作物を作付けた面積をいう。 |

栽培面積 一度のは種又は植付け後、数年にわたって収穫を行うことができる永年性作物を栽培した面積をいう。

イ 販売目的の家畜

乳用牛 現在搾乳中の牛（乾乳中の牛を含む。）のほか、将来搾乳する目的で飼っている牛、種牛（種牛候補を含む。）及びと殺前に一時肥育している乳廃牛をいう。

なお、肉用として肥育している未經産牛や肉用のおす牛、産後すぐ（1週間程度）に肉用として売る予定の子牛は、ここには含めずに肉用牛に含めた。

肉用牛 肉用を目的として飼養している乳用牛以外の牛をいう。

乳用牛、肉用牛の区分は、品種区分ではなく、利用目的によって区分しており、乳用種のおすばかりでなく、子取り用のめす牛や未經産のめす牛も肥育を目的として飼養している場合は肉用牛とした。

豚 自ら肥育し、肉用として販売することを目的に飼養している豚及び子取り用に飼養している6か月齢以上のめす豚をいう。

採卵鶏 卵の販売目的で飼養している鶏（ひなどりを含む。）をいう。

種鶏やブロイラー、愛玩用の東天紅・尾長鳥・ちゃぼなどは含まない。

なお、廃鶏も調査期日現在でまだ飼養していれば、便宜上ここに含めた。

ブロイラー 当初から食用に供する目的で飼養し、原則としてふ化後3か月未満で肉用として出荷した鶏をいう。

肉用種、卵用種は問わない。

(5) 農作業の受託

農作業の受託 農家等から農作業の全部又は一部を請け負うことをいう。

水稲作作業の受託（沖縄以外） 全作業受託とは、同一の世帯又は組織から水稲作の育苗から乾燥・調製までの全作業を受託したことをいい、経営を委託されたものは含まない。

部分作業受託とは、水稲作の育苗、耕起・代かき、田植、防除、稲刈り・脱穀、乾燥・調製のうち、1種類以上の作業について受託したことをいう。

なお、統計表の受託面積計は、部分作業の面積（延べ面積）と全作業の面積の合計とした。

さとうきび作作業の受託（沖縄のみ） 全作業受託とは、同一の世帯又は組織からさとうきび作の耕起・整地から収穫までの全作業を受託したことをいい、経営を委託されたものは含まない。

部分作業受託とは、さとうきび作の耕起・整地、植付け、中耕・培土、防除及び収穫のうち、1種類以上の作業について受託したことをいう。

なお、統計表の受託面積計は、部分作業の面積（延べ面積）と全作業の面積の合計とした。

(6) 農業経営の取組

| | |
|-------------|---|
| 農業生産関連事業 | 「農産物の加工」、「消費者に直接販売」、「小売業」、「観光農園」、「貸農園・体験農園」、「農家民宿」、「農家レストラン」、「海外への輸出」、「再生可能エネルギー発電」など農業生産に関連した事業をいう。 |
| 農産物の加工 | 販売を目的として、自ら生産した農産物をその使用割合の多少にかかわらず用いて加工している事業をいう。 |
| 消費者に直接販売 | 自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している（インターネット販売を含む。）事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいう。 |
| 小売業 | 自ら生産した農産物やその加工品を消費者などに販売している（インターネットや行商などにより店舗をもたないで販売している場合を含む。）事業や、消費者などと販売契約して直送する事業をいう。 なお、自らが経営に参加していない直売所等は含まない点で、「消費者に直接販売」とは異なる。 |
| 観光農園 | 農業を営む者が、観光客等を対象に、自ら生産した農産物の収穫等の一部の農作業を体験させ又はほ場を観賞させて、料金を得ている事業をいう。 |
| 貸農園・体験農園等 | 所有又は借り入れている農地を、第三者を経由せず、農園利用方式等により非農業者に利用させ、使用料を得ている事業をいう。 なお、自己所有耕地を地方公共団体・農協が経営する市民農園に有償で貸与しているものは含まない。 |
| 農家民宿 | 農業を営む者が、旅館業法（昭和23年法律第138号）に基づき都道府県知事等の許可を得て、観光客等の第三者を宿泊させ、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し、料金を得ている事業をいう。 |
| 農家レストラン | 農業を営む者が、食品衛生法（昭和22年法律第233号）に基づき、都道府県知事等の許可を得て、不特定の者に、自ら生産した農産物や地域の食材をその使用割合の多少にかかわらず用いた料理を提供し代金を得ている事業をいう。 |
| 海外への輸出 | 農業を営む者が、収穫した農産物等を直接又は商社や団体を経由（手続きの委託や販売の代行のため）して海外へ輸出している場合、又は輸出を目的として農産物を生産している場合をいう。 |
| 再生可能エネルギー発電 | 農林地等において再生することが可能な資源（バイオマス、太陽光、水力等）から発電している事業をいう。 |
| 農業生産関連の事業収入 | 農業生産に関連した事業における諸経費を差し引く前の売上合計金額（消費税を含む。）をいう。 なお、消費者に直接販売した売上高は含まない。 |

3 個人経営体

(1) 主副業別

| | |
|--------|---|
| 主業経営体 | 農業所得が主（世帯所得の50%以上が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。 |
| 準主業経営体 | 農外所得が主（世帯所得の50%未満が農業所得）で、調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいる個人経営体をいう。 |
| 副業的経営体 | 調査期日前1年間に自営農業に60日以上従事している65歳未満の世帯員がいない個人経営体をいう。 |

(2) 農業従事者等

| | |
|----------------|---|
| 経営方針の決定 参画者 | 経営者以外で、調査期日前1年間に自営農業に関する次のいずれかの決定に参画した世帯員をいう。 (1) 生産品目や飼養する畜種の選定・規模 (2) 出荷先 (3) 資金調達 (4) 機械・施設などへの投資 (5) 農地借入 (6) 農作業受託（請負） (7) 雇用及びその管理 |
| 農業従事者 | 15歳以上の世帯員のうち、調査期日前1年間に自営農業に従事した者をいう。 |
| 基幹的農業従事者 | 15歳以上の世帯員のうち、ふだん仕事として主に自営農業に従事している者をいう。 |
| 農業専従者 | 調査期日前1年間に自営農業に150日以上従事した世帯員をいう。 |

4 林業経営体

(1) 保有山林の状況

| | |
|------|---|
| 所有山林 | 実際に所有している山林をいう。 なお、登記は済んでいないものの、実際に相続している山林や購入した山林を含む。 また、共有林などのうち、割り替えされない割地（半永久的に利用できる区域）があれば、それも含めた。 |
| 貸付山林 | 所有山林のうち、山林として使用するため他者が地上権の設定をした山林、他者に貸し付けている土地又は分収（土地所有者と造林者が異なり、両方で収益を分配するもの）させている山林をいう。 |

| | |
|-------------------|--|
| 借入山林 | <p>単独で山林として使用するため地上権を設定した他人の山林、他者から借りている山林又は分収している山林をいう。</p> <p>また、共有林などのうち、割り替えされる割地があれば、それも含めた。</p> |
| 保有山林 | <p>自らが林業経営に利用できる（している）山林をいう。</p> <p>保有山林＝所有山林－貸付山林＋借入山林</p> |
| 他に作業・管理を任せている山林 | <p>保有山林のうち、一定の期間、一連の林業作業（下刈り、除伐、間伐、主伐等）とその管理を一括して他者に任せている山林をいう。</p> <p>ただし、作業ごとに委託した（請け負わせた）場合は含まない。</p> |
| 他から作業・管理を任されている山林 | <p>保有山林以外で、一定の期間、一連の林業作業（下刈り、除伐、間伐、主伐等）とその管理を一括して任されている山林をいう。</p> <p>ただし、作業ごとに受託した（請け負った）場合は含まない。</p> |

(2) 林産物の販売

| | |
|------------|---|
| 林産物の販売を行った | <p>過去1年間において、保有山林から生産・採取された林産物（立木を購入して生産した素材、栽培きのご類、林業用苗木などを除く。）を販売し、又は自ら営む製材業などに仕向けた場合をいう。</p> |
| 用材 | <p>樹種を問わず、製材用丸太、パルプ用材、合板用材、電柱用材、土木用材、坑木、まくら木、農用等に使われる木材をいう。</p> |
| 立木で | <p>立木のまま販売したものをいう。</p> |
| 素材で | <p>立木を伐倒し、所定の長さで切断した丸太あるいは、切断した後で運搬を容易にするために四面をとった丸太（そま角）にして販売したものをいう。</p> |
| ほだ木用原木 | <p>保有山林からの林木を、しいたけ、なめこなどを生産するほだ木用の原木として販売したものをいう。</p> |
| 特用林産物 | <p>保有山林から生産又は採取し販売したもののうち、用材、ほだ木用原木を除く林産物をいう。</p> <p>主な特用林産物は、薪炭原木、竹材、樹実、樹皮、葉、樹根、天然性のきのこやたけのこなどである。</p> |

(3) 素材生産

| | |
|-------------|---|
| 素材生産量 | <p>素材とは丸太のことをさし、原木ともいう。</p> <p>丸太の体積を表し、一般的には立方メートル（m^3）の単位で表示する。</p> <p>なお、立木買いによる素材生産量を含む。</p> |
| 立木買いによる素材生産 | <p>立木を購入し、伐木して素材生産することをいう。</p> |

(4) 林業作業

| | |
|---------|---|
| 林業作業の受託 | 他人の林業作業（立木買いによる素材生産を含む。）を請け負うことをいう。 |
| 植林 | 山林とするために、伐採跡地や山林でなかった土地に、苗木の植付け、種子の播付け、挿し木などをするをいう。 |
| 下刈りなど | 林木の健全な育成のために行う下刈り、除伐、つる切り、枝打ち、雪起こしなどの植林から間伐までの保育作業をいう。 なお、作業を年2回以上同一区画で行った場合あるいは同一区画で別々の作業を行った場合の面積は、実面積とした。 |
| 間伐 | 林木を健全に成長させるため、立木密度を調整し、劣勢木、不用木など林木の一部を伐採することをいう。 このうち、間伐材を林外に運搬し他に利用した場合は利用間伐、間伐材を林内に放置したままにした場合は切捨間伐とした。 |
| 主伐 | 一定の林齢に生育した立木を、用材等で販売するために伐採（被害木の伐採は含まない。）することをいう。 なお、主伐には、一度に全面積を伐採する皆伐と、区画内の立木を何回かに分けて抜き切りする択伐があるが、択伐の場合であっても、面積は、伐採した全体の区画とした。 |

5 総農家等

| | |
|-------|---|
| 農家 | 調査期日現在で、経営耕地面積が10 a 以上の農業を営む世帯又は経営耕地面積が10 a 未満であっても、調査期日前1年間ににおける農産物販売金額が15万円以上あった世帯をいう。 なお、「農業を営む」とは、営利又は自家消費のために耕種、養畜、養蚕、又は自家生産の農産物を原料とする加工を行うことをいう。 |
| 販売農家 | 経営耕地面積が30 a 以上又は調査期日前1年間ににおける農産物販売金額が50万円以上の農家をいう。 |
| 自給的農家 | 経営耕地面積が30 a 未満かつ調査期日前1年間ににおける農産物販売金額が50万円未満の農家をいう。 |
| 林家 | 調査期日現在の保有山林面積が1 ha以上の世帯をいう。 |

【農山村地域調査】（市区町村調査票関係）

| | |
|-------------|--|
| 総土地面積 | 都道府県全ての面積をいう。 本調査では、原則として国土地理院『全国都道府県市区町村別面積調』の総土地面積によった。 |
| 林野面積 | 現況森林面積と森林以外の草生地の面積を合わせたものをいい、不動産登記規則（平成17年法務省令第18号）第99条に規定する地目では山林と原野を合わせた面積に該当する。 |
| 森林面積 | 森林法第2条に規定する森林の面積をいい、具体的には次に掲げる基準によることとした。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 木材が集団的に生育している土地及びその土地の上にある立木竹並びに木竹の集団的な生育に供される土地をいう。 (2) 保安林や保安施設地区等の森林の施業に制限が加えられているものも森林に含めた。 (3) 国有林野の林地以外の土地（雑地（崩壊地、岩石地、草生地、高山帯など）、附帯地（苗畑敷、林道敷、作業道敷、レクリエーション施設敷など）及び貸地（道路用地、電気事業用地、採草放牧地など））は除いた。 |
| 現況森林面積 | 調査日現在の森林面積で、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林計画を基準とし、計画樹立時以降の森林の移動面積を加減し、これに森林計画以外の森林面積を加えた面積をいう。 |
| 森林以外の草生地 | 森林以外の土地で野草、かん木類が繁茂している土地をいう。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 河川敷、けい畔、ていとう（堤塘）、道路敷、ゴルフ場等は草生していても除いた。 (2) 林野庁には貸地の採草放牧地を含む。 (3) 林野庁以外の官庁には、財務省所管の未開発地や防衛省所管の自衛隊演習地を含む。 (4) 民有林には、現況が野草地（永年牧草地、退化牧草地、耕作放棄した土地が野草地化した土地を含む。）を含む。 |
| 林野率 | 総土地面積に占める林野面積の割合をいう。 なお、全国、全国農業地域別及び都道府県別の各数値を算出する際は、総土地面積から北方領土及び竹島を除いて計算した。 |
| 森林計画による森林面積 | 森林法に基づく、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画の計画樹立時の森林面積をいう。 |
| 国有（林） | 林野庁及び林野庁以外の官庁が所管する土地をいう。 |
| 林野庁 | 林野庁所管の国有林野及び官行造林地をいう。 |
| 林野庁以外の官庁 | 林野庁以外の国の行政機関が所管する土地をいう。 |

| | |
|------------|--|
| 民有（林） | <p>国有（林）以外の土地をいい、独立行政法人等、公有（都道府県、森林整備法人、市区町村、財産区）及び私有（林）に分類される。</p> <p>なお、森林経営管理法（平成30年法律第35号）に基づき、市町村が経営管理権を設定したものは、当該設定前の分類とする。</p> |
| 独立行政法人等 | <p>独立行政法人、国立大学法人及び特殊法人が所有する土地をいう。</p> <p>また、国立研究開発法人森林研究・整備機構森林整備センターが所管する分収林も含めた。</p> |
| 公有（林） | <p>都道府県、森林整備法人、市区町村及び財産区が所管する土地（借入地を含む）をいう。</p> |
| 都道府県 | <p>都道府県が所管する土地をいう。</p> <p>林務主管課（部）所管森林のほか、水道局、教育委員会、開発企業局等が所管するものをいい、都道府県立高校の学校林、都道府県が設立した地方独立行政法人等の所管する土地、都道府県が造林又は育林の主体となっている分収林を含め、都道府県以外の者が造林又は育林の主体となっている分収林を除いた。</p> |
| 森林整備法人 | <p>分収林特別措置法（昭和33年法律第57号）第10条第2号に規定する森林整備法人が所管する土地をいう。</p> <p>林業公社・造林公社は森林整備法人に該当する。</p> |
| 市区町村 | <p>市区町村が所管する土地をいう。</p> <p>地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第284条第1項に規定する地方公共団体の組合（例えば市区町村有林についての事務を運営するため2つ以上の市区町村が作る組合。以下「町村組合」という。）並びに市区町村及び町村組合が設立した地方独立行政法人の所管する土地を含めた。</p> <p>また、市区町村が造林又は育林の主体となっている分収林を含め、市区町村以外の者が造林又は育林の主体となっている分収林は除いた。</p> |
| 財産区 | <p>地方自治法第294条第1項に規定する財産区をいい、市区町村合併の際、集落や旧市区町村の所有していた土地について財産区を作り、地元住民が使用収益している土地をいう。</p> <p>なお、財産区が生産森林組合に変わっている場合は「私有」とした。</p> |
| 私有（林） | <p>民有（林）のうち、独立行政法人等及び公有（林）を除いた土地をいう。</p> |
| 森林計画対象の人工林 | <p>森林法に基づく、地域森林計画及び国有林の地域別の森林計画樹立時の森林面積のうち、私有の人工林（植栽又は人工下種により生立した林分で、植栽樹種又は人工下種の対象樹種の立木材積（又は本数）の割合が50%以上を占める森林の面積）をいう。</p> |

【農山村地域調査】（農業集落調査票関係）

| | |
|----------|--|
| 農業集落 | 市区町村の区域の一部において、農業上形成されている地域社会のことをいう。農業集落は、もともと自然発生的な地域社会であって、家と家とが地縁的、血縁的に結びつき、各種の集団や社会関係を形成してきた社会生活の基礎的な単位である。 |
| 耕地 | 農作物の栽培を目的とする土地のことをいい、けい畔は耕地に含む。 |
| 耕地率 | 総土地面積に占める耕地面積の割合をいう。 |
| 水田率 | 耕地面積に占める田面積の割合をいう。 なお、水田率を用いて農業集落の農業経営の基盤的条件の差異を示した区分は次のとおりであるが、この区分は地域農業構造の特性を把握するための統計上の区分であり、制度上や施策上の取扱いに直接結びつくものではない。 |
| 水田集落 | 水田率が70%以上の集落をいう。 |
| 田畑集落 | 水田率が30%以上70%未満の集落をいう。 |
| 畑地集落 | 水田率が30%未満の集落をいう。 |
| 地域としての取組 | 農地や山林等の地域資源の維持・管理機能、収穫期の共同作業等の農業生産面での相互補完機能、冠婚葬祭等の地域住民同士が相互に扶助しあいながら生活の維持・向上を図る取組をいう。 本調査では、次のいずれかの項目が該当する場合に「地域としての取組がある農業集落」と判定した。 <ul style="list-style-type: none">・寄り合いを開催している。・地域資源の保全が行われている。・実行組合が存在している。 |
| 実行組合 | 農家によって構成された農業生産にかかわる連絡・調整、活動などの総合的な役割を担っている集団のことをいう。 具体的には、生産組合、農事実行組合、農家組合、農協支部など様々な名称で呼ばれているが、その名称にかかわらず、総合的な機能をもつ農業生産者の集団をいう。 ただし、出荷組合、酪農組合、防除組合など農業の一部門だけを担当する団体は除いた。 また、集落営農組織についても、農業集落の農業生産活動の総合的な機能を持つ集団と判断できる場合は、実行組合とみなした。 |

| | |
|----------------------|--|
| 寄り合い | <p>原則として、地域社会又は地域の農業生産に関わる事項について、農業集落の住民が協議を行うために開く会合をいう。</p> <p>なお、農業集落の全世帯あるいは全農家を対象とした会合ではなくても、農業集落内の各班における代表者、役員等を対象とした会合において、地域社会又は地域の農業生産に関する事項について意思決定がされているものは寄り合いとみなした。</p> <p>ただし、婦人会、子供会、青年団、4Hクラブ等のサークル活動的なものは除いた。</p> |
| 農業生産にかかわる事項 | 生産調整・転作、共同で行う防除や出荷、鳥獣被害対策、農作業の労働力調整等の農業生産に関する事項をいう。 |
| 農道・農業用排水路・ため池の管理 | 農道、農業用排水路、ため池の補修、草刈り、泥上げ、清掃等の農道、農業用排水路及びため池の維持・管理に関する事項をいう。 |
| 集落共有財産・共用施設の管理 | 農業集落における農業機械・施設や共有林などの共有財産や、共用の生活関連施設の維持・管理に関する事項をいう。 |
| 環境美化・自然環境の保全 | 農業集落内の清掃、空き缶拾い、草刈り、花の植栽等の環境美化や自然資源等の保全等に関する事項をいう。 |
| 農業集落行事（祭り・イベントなど）の実施 | 寺社や仏閣における祭り（祭礼、大祭、例祭等）、運動会、各種イベント等の集落行事の実施に関する事項をいう。 |
| 農業集落内の福祉・厚生 | 農業集落内の高齢者や子供会のサービス（介護活動、子供会など）やごみ処理、リサイクル活動、共同で行う消毒等に関する事項をいう。 |
| 定住を推進する取組 | <p>U I J ターン者等の定住につなげる取組に関する事項をいう。</p> <p>具体的には、定住希望者の募集、受入態勢を整備するための空き家・廃校等の整備等が該当する。</p> |
| グリーン・ツーリズムの取組 | <p>農山村地域における自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動に関する事項をいう。</p> <p>具体的には、滞在期間にかかわらず、余暇活動の受入れを目的とした取組で、農産物直販所、観光農園、農家民宿を利用したものや、農業体験、ボランティアを取り入れたもの等が該当する。</p> |
| 6次産業化への取組 | <p>農業集落で生産された農林水産物及びその副産物（バイオマスなど）を使用して加工・販売を一体的に行う、地域資源を活用して雇用を創出するなどの所得の向上につなげる取組に関する事項をいう。</p> <p>具体的には、地元農産物の直売、加工、輸出等の経営の多角化・複合化や2次、3次産業との連携による地元農産物の供給、学校、病院等に食材を供給する施設給食、機能的食品や介護食品に原材料を供給する医福食農連携、ネット販売等のICT活用・流通連携等が該当する。</p> |

| | |
|---------------|---|
| 再生可能エネルギーへの取組 | <p>地域資源を利用して行う、再生可能エネルギー（太陽光、小水力、風力、地熱、バイオマス等）の取組に関する事項をいう。</p> <p>具体的には、農地や林地の転用地への太陽光発電パネルの設置、農業用排水路への発電施設の設置等が該当する。</p> |
| 地域資源 | <p>本調査では、農業集落内にある、農地、農業用排水路、森林、河川・水路、ため池・湖沼をいう。</p> |
| 地域資源の保全 | <p>地域住民等が主体となり地域資源を農業集落の共有資源として、保全、維持、向上を目的に行う行為をいう。</p> <p>なお、地域住民のうちの数戸で共同保全しているものについては含めるが、個人が自らの農業生産活動のためだけに、維持・管理を行っている場合は除いた。</p> |
| 農地 | <p>農地法（昭和27年法律第229号）第2条に規定する耕作の目的に供される土地をいう。</p> <p>なお、農地の有無については、調査期日時点で公開されている最新の筆ポリゴン（※）情報との整合を確認したうえで決定した。</p> <p>※筆ポリゴンとは、農林水産省が実施する耕地面積調査等の母集団情報として、衛星画像等をもとに筆ごとの形状に沿って作成した農地の区画情報をいい、令和元年6月に公開されているものを用いた。</p> |
| 農業用排水路 | <p>農業集落内のは場周辺にある農業用の用水又は排水のための施設をいい、生活用排水路と兼用されているものを含めた。</p> <p>なお、公的機関（都道府県、市区町村、土地改良区等）が主体となって管理している用水又は排水施設は除いた。</p> |
| 森林 | <p>森林法（昭和26年法律第249号）第2条第1項に規定する「森林」をいい、木竹が集団的に生育している土地及び木竹の集団的な生育に供されている土地をいう。</p> |
| 河川・水路 | <p>一級河川、二級河川のほか小川等の小さな水流及び運河をいう。</p> <p>なお、農業用又は生活用の排水路は除いた。</p> |
| ため池・湖沼 | <p>次のいずれかの条件に該当するものをいう。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) かんがい用水をためておく人工または天然の池 (2) 川や谷が種々の要因でせき止められたもの (3) 地が鍋状に陥没してできた凹地に水をたたえたもの (4) 火口、火口原に水をたたえたもの (5) かつて海であったものが湖になったもの (6) その他、四方を陸地に囲まれた窪地に水が溜まったもの |

V 利用上の注意

- 1 表中に使用した記号は次のとおりである。
 - 「0」： 単位に満たないもの。（例：0.4ha → 0ha）
 - 「-」： 調査は行ったが事実のないもの。
 - 「x」： 個人又は法人その他の団体に関する秘密を保護するため、統計数値を公表しないもの。

- 2 秘匿措置の方法は、次のとおりである。
 - (1) 各集計区分（農林業経営体、農業経営体、林業経営体、総農家数、林家数）の調査対象数が2経営体（戸）以下の場合、秘密保護の観点から、調査対象数を除く全ての調査結果を「x」表示とした。
また、集計区分の調査対象数が3経営体以上であっても、農作物、果樹の作付（栽培）経営体数、家畜の飼養・出荷経営体数及び素材生産を行う経営体数が2経営体以下の場合、当該作付（栽培）面積、飼養・出荷頭羽数及び素材生産量を「x」表示とした。
 - (2) なお、全体からの差し引きにより、秘匿措置を講じた当該結果が推定できる場合は、本来秘匿措置を施す必要のない箇所についても「x」表示とした。

- 3 面積、飼養羽数及び出荷羽数は各单位ごとに四捨五入しており、合計とその内訳の計が一致しないことがある。

- 4 統計表の表章範囲（表側）について、本書の掲載は新市区町村（令和2年2月1日現在）別とし、農林水産省ホームページの掲載は新旧市区町村（旧市区町村は昭和25年2月1日現在）別とした。
 - (1) 新市区町村のみで、内訳の旧市区町村がないものは、合併のなかった市区町村である。
また、昭和25年当時の市区町村が分割合併された場合は、「〇〇村2-1」、「〇〇村2-2」と表記している。
 - (2) 旧市区町村名に（ ）が付してあるのは、統計利用上の必要から旧市区町村の範囲を更に細分した区域、又は旧市区町村とは異なるが統計利用上の必要から市区町村の範囲を細分した区域であることを示す。

- 5 この統計表に掲載された数値を他に転載する場合は、「2020年農林業センサス」（農林水産省）による旨を記載してください。

- 6 本統計のデータは、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「農家数、担い手、農地など」で御覧いただけます。
【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/index.html> 】
なお、統計データ等に訂正等があった場合には、同ホームページに正誤表とともに修正後の統計表等を掲載します。

VI 報告書の刊行一覧

農林業センサスについて刊行する報告書は、次のとおりである。

- 第1巻 都道府県別統計書（全47冊）
- 第2巻 農林業経営体調査報告書－総括編－
- 第3巻 農林業経営体調査報告書－農林業経営体分類編－
- 第4巻 農林業経営体調査報告書－農業経営部門別編－
- 第5巻 農林業経営体調査報告書－抽出集計編－
- 第6巻 農林業経営体調査報告書－構造動態編－
- 第7巻 農山村地域調査報告書
- 第8巻 農業集落類型別統計報告書
- 別冊 英文統計書

VII お問い合わせ先

【農林業経営体調査】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

センサス統計室農林業センサス統計第1班

電話：03-3502-8111 内線3665

直通：03-3502-5648

【農山村地域調査】

農林水産省大臣官房統計部経営・構造統計課

センサス統計室農林業センサス統計第2班

電話：03-3502-8111 内線3667

直通：03-6744-2256

※ 本調査に関するご意見・ご要望は、上記問合せ先のほか、農林水産省ホームページでも受け付けております。

【 <https://www.contactus.maff.go.jp/j/form/tokei/kikaku/160815.html> 】

広島県新旧市区町村名

本書は新市区町村別に掲載し、旧市区町村別も含めた結果については、農林水産省ホームページの統計情報に掲載している分野別分類の「農家数、担い手、農地など」で御覧いただけます。

【 <https://www.maff.go.jp/j/tokei/kouhyou/noucen/index.html> 】

(令和2年2月1日現在の市区町村、配列は市区町村番号順)

凡 例

| | | | |
|--------|-----|---|----------------------------------|
| 202-00 | 呉市 | … | (新市区町村コード番号) 令和2年2月1日現在の市区町村 |
| 202-01 | 呉市 | } | (旧市区町村コード番号) 昭和25年2月1日現在の市区町村 |
| 202-02 | 昭和村 | | |

| | | | | | |
|--------|--------|--------|--------|--------|--------|
| 100-00 | 広島市 | 106-15 | 井原村 | 203-00 | 竹原市 |
| 101-00 | 中区 | 106-16 | 志屋村 | 203-01 | 竹原町 |
| 102-00 | 東区 | 106-17 | 高南村 | 203-02 | 下野町 |
| 102-01 | 広島市4-2 | 106-18 | 三田村 | 203-03 | 東野村 |
| 102-02 | 戸坂村 | 107-00 | 安芸区 | 203-04 | 荘野村 |
| 102-03 | 中山村 | 107-01 | 船越町 | 203-05 | 賀永村2-1 |
| 102-04 | 温品村 | 107-02 | 畑賀村 | 203-06 | 田万里村 |
| 102-05 | 福木村 | 107-03 | 中野村 | 203-07 | 南方村2-1 |
| 102-06 | 祇園町3-3 | 107-04 | 瀬野村 | 203-08 | 忠海町 |
| 103-00 | 南区 | 107-05 | 熊野跡村 | 203-09 | 大乗村 |
| 104-00 | 西区 | 107-06 | 矢野町 | 203-10 | 吉名村 |
| 104-01 | 広島市4-4 | 108-00 | 佐伯区 | 204-00 | 三原市 |
| 104-02 | 井口村 | 108-01 | 五日市町 | 204-01 | 三原市 |
| 104-03 | 祇園町3-2 | 108-02 | 石内村 | 204-02 | 高坂村3-2 |
| 105-00 | 安佐南区 | 108-03 | 河内村 | 204-03 | 長谷村 |
| 105-01 | 祇園町3-1 | 108-04 | 八幡村 | 204-04 | 沼田西村 |
| 105-02 | 古市町 | 108-05 | 観音村2-1 | 204-05 | 小泉村 |
| 105-03 | 安村 | 108-06 | 砂谷村 | 204-06 | 沼田東村 |
| 105-04 | 川内村 | 108-07 | 水内村 | 204-07 | 幸崎町 |
| 105-05 | 八木村 | 108-08 | 上水内村 | 204-08 | 鷺浦村 |
| 105-06 | 緑井村 | 202-00 | 呉市 | 204-09 | 八幡村 |
| 105-07 | 伴村 | 202-01 | 呉市 | 204-10 | 深田村2-1 |
| 105-08 | 戸山村 | 202-02 | 昭和村 | 204-11 | 榎梨村 |
| 106-00 | 安佐北区 | 202-03 | 大屋村 | 204-12 | 豊田村2-2 |
| 106-01 | 久地村 | 202-04 | 郷原村 | 204-13 | 大草村 |
| 106-02 | 日浦村 | 202-05 | 下蒲刈町 | 204-14 | 船木村2-2 |
| 106-03 | 小河内村 | 202-06 | 川尻町 | 204-15 | 神田村 |
| 106-04 | 鈴張村 | 202-07 | 安登村2-2 | 204-16 | 船木村2-1 |
| 106-05 | 飯室村 | 202-08 | 音戸町 | 204-17 | 本郷町 |
| 106-06 | 龜山村 | 202-09 | 倉橋町 | 204-18 | 下北方村 |
| 106-07 | 大林村 | 202-10 | 上蒲刈島村 | 204-19 | 上北方村 |
| 106-08 | 三入村 | 202-11 | 向村 | 204-20 | 善入寺村 |
| 106-09 | 可部町 | 202-12 | 安登村2-1 | 204-21 | 南方村2-2 |
| 106-10 | 深川村 | 202-13 | 安浦町 | 204-22 | 高坂村3-3 |
| 106-11 | 狩小川村 | 202-14 | 豊浜町 | 204-23 | 高坂村3-1 |
| 106-12 | 落合村 | 202-15 | 久友村 | 204-24 | 久井村 |
| 106-13 | 口田村 | 202-16 | 大長村 | 204-25 | 羽和泉村 |
| 106-14 | 有保村2-2 | 202-17 | 御手洗町 | 204-26 | 坂井原村 |

| | | | | | |
|--------|-------------|--------|-------------|--------|-------------|
| 205-00 | 尾 道 市 | 207-19 | 高須村 2 - 2 | 209-00 | 三 次 市 |
| 205-01 | 尾 道 市 | 207-20 | 今 津 町 | 209-01 | 船佐村 2 - 2 |
| 205-02 | 美ノ郷村 | 207-21 | 松 永 町 | 209-02 | 甲立町 2 - 2 |
| 205-03 | 木ノ庄村 2 - 1 | 207-22 | 柳 津 町 | 209-03 | 川 地 村 |
| 205-04 | 原 田 村 | 207-23 | 金 江 村 | 209-04 | 酒 河 村 |
| 205-05 | 深田村 2 - 2 | 207-24 | 藤 江 村 | 209-05 | 十 日 市 町 |
| 205-06 | 西 村 2 - 2 | 207-25 | 有 磨 村 | 209-06 | 三 次 町 |
| 205-07 | 高須村 2 - 1 | 207-26 | 福 相 村 | 209-07 | 河 内 村 |
| 205-08 | 浦 崎 村 | 207-27 | 山 野 村 | 209-08 | 和 田 村 2 - 1 |
| 205-09 | 百 島 村 | 207-28 | 広 瀬 村 | 209-09 | 神 杉 村 |
| 205-10 | 向 島 東 村 | 207-29 | 加 茂 村 | 209-10 | 田 幸 村 |
| 205-11 | 木ノ庄村 2 - 2 | 207-30 | 加 法 村 | 209-11 | 川 西 村 2 - 1 |
| 205-12 | 菅 野 村 | 207-31 | 宜 山 村 | 209-12 | 栗 屋 村 |
| 205-13 | 上川辺村 2 - 1 | 207-32 | 駅 家 町 | 209-13 | 作 木 村 |
| 205-14 | 市 村 | 207-33 | 近 田 村 | 209-14 | 布 野 村 |
| 205-15 | 河 内 村 | 207-34 | 服 部 村 | 209-15 | 君 田 村 |
| 205-16 | 今 津 野 村 | 207-35 | 横 島 村 | 209-16 | 三 良 坂 町 |
| 205-17 | 奥 村 | 207-36 | 田 島 村 | 209-17 | 和 田 村 2 - 2 |
| 205-18 | 諸 田 村 2 - 1 | 207-37 | 藤 尾 村 2 - 1 | 209-18 | 大 見 村 2 - 2 |
| 205-19 | 向 島 西 村 | 207-38 | 常 金 丸 村 | 209-19 | 上 川 村 2 - 2 |
| 205-20 | 立 花 村 | 207-39 | 戸 手 村 | 209-20 | 八 幡 村 |
| 205-21 | 岩 子 島 村 | 207-40 | 新 市 町 | 209-21 | 吉 舎 町 |
| 205-22 | 東 生 口 村 | 207-41 | 網 引 村 | 209-22 | 広 定 村 2 - 2 |
| 205-23 | 重 井 村 | 207-42 | 千 年 村 | 209-23 | 広 定 村 2 - 1 |
| 205-24 | 大 浜 村 | 207-43 | 山 南 村 | 209-24 | 上 川 村 2 - 1 |
| 205-25 | 中 庄 村 | 207-44 | 神 辺 町 | 209-25 | 甲 奴 村 |
| 205-26 | 三 庄 町 | 207-45 | 御 野 村 | 209-26 | 津 名 村 2 - 2 |
| 205-27 | 土 生 町 | 207-46 | 竹 尋 村 | 209-27 | 上 山 村 2 - 1 |
| 205-28 | 田 熊 町 | 207-47 | 湯 田 村 | 209-28 | 板 木 村 |
| 205-29 | 瀬 戸 田 町 | 207-48 | 中 条 村 | 209-29 | 川 西 村 2 - 2 |
| 205-30 | 南 生 口 村 | 207-49 | 道 上 村 | 210-00 | 庄 原 市 |
| 207-00 | 福 山 市 | 208-00 | 府 中 市 | 210-01 | 庄 原 町 |
| 207-01 | 福 山 市 | 208-01 | 上川辺村 2 - 2 | 210-02 | 高 村 |
| 207-02 | 津 之 郷 村 | 208-02 | 諸 田 村 2 - 2 | 210-03 | 本 田 村 |
| 207-03 | 瀬 戸 村 | 208-03 | 府 中 町 | 210-04 | 敷 信 村 |
| 207-04 | 赤 坂 村 | 208-04 | 岩 谷 村 | 210-05 | 山 内 東 村 |
| 207-05 | 熊 野 村 | 208-05 | 河 佐 村 | 210-06 | 山 内 西 村 |
| 207-06 | 水 呑 町 | 208-06 | 広 谷 村 | 210-07 | 山 内 北 村 |
| 207-07 | 鞆 町 | 208-07 | 国 府 村 | 210-08 | 領 家 村 |
| 207-08 | 引 野 村 | 208-08 | 栗 生 村 | 210-09 | 田 総 村 |
| 207-09 | 市 村 | 208-09 | 下 川 辺 村 | 210-10 | 西 城 町 |
| 207-10 | 千 田 村 | 208-10 | 阿 字 村 | 210-11 | 八 鉾 村 |
| 207-11 | 御 幸 村 | 208-11 | 大 正 村 | 210-12 | 新 坂 村 2 - 1 |
| 207-12 | 大 津 野 村 | 208-12 | 清 岳 村 2 - 2 | 210-13 | 小 奴 可 村 |
| 207-13 | 坪 生 村 | 208-13 | 三 川 村 2 - 1 | 210-14 | 八 幡 村 |
| 207-14 | 春 日 村 | 208-14 | 上 下 町 | 210-15 | 田 森 村 |
| 207-15 | 神 村 | 208-15 | 矢 野 村 | 210-16 | 東 城 町 |
| 207-16 | 本 郷 村 | 208-16 | 清 岳 村 2 - 1 | 210-17 | 久 代 村 |
| 207-17 | 東 村 | 208-17 | 階 見 村 2 - 1 | 210-18 | 帝 釈 村 |
| 207-18 | 西 村 2 - 1 | 208-18 | 吉 野 村 | 210-19 | 口 南 村 |

| | | | | | |
|--------|-----------|--------|-----------|--------|------------|
| 210-20 | 口北村 | 213-06 | 地御前村 | 368-06 | 筒賀村 |
| 210-21 | 下高野山村 | 213-07 | 玖島村 | 369-00 | 北広島町 |
| 210-22 | 上高野山村 | 213-08 | 友和村 2 - 1 | 369-01 | 八幡村 |
| 210-23 | 比和町 | 213-09 | 浅原村 | 369-02 | 雄鹿原村 |
| 211-00 | 大竹市 | 213-10 | 津田町 | 369-03 | 中野村 |
| 211-01 | 玖波町 | 213-11 | 四和村 | 369-04 | 美和村 |
| 211-02 | 小方村 | 213-12 | 吉和村 | 369-05 | 大朝町 |
| 211-03 | 大竹町 | 213-13 | 大野町 | 369-06 | 新庄村 |
| 211-04 | 木野村 | 213-14 | 宮島町 | 369-07 | 川迫村 |
| 211-05 | 栗谷村 | 214-00 | 安芸高田市 | 369-08 | 八重町 2 - 1 |
| 211-06 | 友和村 2 - 2 | 214-01 | 吉田町 | 369-09 | 壬生町 |
| 212-00 | 東広島市 | 214-02 | 丹比村 | 369-10 | 南方村 |
| 212-01 | 西条町 | 214-03 | 可愛村 | 369-11 | 本地村 |
| 212-02 | 郷田村 | 214-04 | 郷野村 | 369-12 | 吉坂村 |
| 212-03 | 下三永村 | 214-05 | 本村 2 - 2 | 369-13 | 原村 |
| 212-04 | 賀永村 2 - 2 | 214-06 | 甲立町 2 - 1 | 369-14 | 都谷村 |
| 212-05 | 板城村 2 - 1 | 214-07 | 小田村 | 369-15 | 八重町 2 - 2 |
| 212-06 | 川上村 | 214-08 | 川根村 | 431-00 | 大崎上島町 |
| 212-07 | 原村 | 214-09 | 来原村 | 431-01 | 西野村 |
| 212-08 | 吉川村 | 214-10 | 船佐村 2 - 1 | 431-02 | 中野村 |
| 212-09 | 東志和村 | 214-11 | 刈田村 | 431-03 | 東野町 |
| 212-10 | 志和堀村 | 214-12 | 根野村 | 431-04 | 大崎南村 |
| 212-11 | 西志和村 | 214-13 | 横田村 | 431-05 | 木江町 |
| 212-12 | 西高屋村 | 214-14 | 本村 2 - 1 | 462-00 | 世羅町 |
| 212-13 | 東高屋村 | 214-15 | 北村 | 462-01 | 大見村 2 - 1 |
| 212-14 | 造賀村 | 214-16 | 生桑村 | 462-02 | 津久志村 2 - 1 |
| 212-15 | 小谷村 | 214-17 | 向原町 | 462-03 | 西大田村 |
| 212-16 | 戸野村 3 - 3 | 214-18 | 有保村 2 - 1 | 462-04 | 東大田村 |
| 212-17 | 板城村 2 - 2 | 215-00 | 江田島市 | 462-05 | 宇津戸村 |
| 212-18 | 上黒瀬村 | 215-01 | 高田村 | 462-06 | 甲山町 |
| 212-19 | 乃美尾村 | 215-02 | 中村 | 462-07 | 三川村 2 - 2 |
| 212-20 | 中黒瀬村 | 215-03 | 鹿川村 | 462-08 | 東村 |
| 212-21 | 下黒瀬村 | 215-04 | 江田島町 | 462-09 | 津久志村 2 - 2 |
| 212-22 | 戸野村 3 - 2 | 215-05 | 深江村 | 462-10 | 小国村 |
| 212-23 | 竹仁村 | 215-06 | 大柿町 | 462-11 | 津名村 2 - 1 |
| 212-24 | 久芳村 | 215-07 | 飛渡瀬村 | 462-12 | 吉川村 2 - 2 |
| 212-25 | 豊栄町 | 215-08 | 三高村 | 545-00 | 神石高原町 |
| 212-26 | 上山村 2 - 2 | 215-09 | 沖村 | 545-01 | 藤尾村 2 - 2 |
| 212-27 | 吉川村 2 - 1 | 302-00 | 府中町 | 545-02 | 来見村 |
| 212-28 | 入野村 | 304-00 | 海田町 | 545-03 | 小島村 |
| 212-29 | 河内村 | 304-01 | 海田市町 | 545-04 | 高蓋村 |
| 212-30 | 戸野村 3 - 1 | 304-02 | 奥海田町 | 545-05 | 階見村 2 - 2 |
| 212-31 | 豊田村 2 - 1 | 307-00 | 熊野町 | 545-06 | 油木町 |
| 212-32 | 安芸津町 | 309-00 | 坂町 | 545-07 | 仙養村 |
| 213-00 | 廿日市市 | 368-00 | 安芸太田町 | 545-08 | 小野村 |
| 213-01 | 観音村 2 - 2 | 368-01 | 上殿村 | 545-09 | 新坂村 2 - 2 |
| 213-02 | 廿日市町 | 368-02 | 戸河内町 | 545-10 | 永渡村 |
| 213-03 | 平良村 | 368-03 | 加計町 | 545-11 | 高光村 |
| 213-04 | 原村 | 368-04 | 殿賀村 | 545-12 | 牧村 |
| 213-05 | 宮内村 | 368-05 | 安野村 | 545-13 | 豊松村 |